

# 大湯小学校いじめ防止基本方針

平成28年4月1日

## ○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

### 1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成するよう努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- (3) 子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに、それぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取り組みを進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
- (4) 学団集会を適宜開催し、学校生活におけるルールの確認・改善したことの賞賛・課題に向けた解決等を行う。
- (5) 学団集会後は、「生徒指導部通信」を発行し、保護者への啓発を図る。
- (6) 「昼休み安全見守り隊」を地域や保護者の方で結成して、子どもたちの昼休み・清掃時間における安全を見守る。
- (7) ユニバーサルデザインの視点で授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (8) 心を育てる観点から福祉授業を積極的に行う。
- (9) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
- (10) いじめ防止等に関する取組を推進、実施するために、管理職と関係職員による「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

### 2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
- (2) 毎月「なかよしアンケート」を実施し、毎月1回水曜日に教育相談日を設定して、児童が訴えやすい体制を整える。また、電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
- (3) 毎週水曜日の教職員打ち合わせの後に「ミニ児童を語る会」を設定して、1週間毎に児童の情報交換と共通理解を図る。

### 3 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- (3) 重大事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指導助言の下、「学校いじめ防止対策委員会」に、関係する専門家を加えた「学校いじめ調査委員会」を設け、調査を行う。

### 4 地域や家庭との連携

- (1) P T Aや学校評議員、地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校のホームページで公開する。